

国民年金基金・国民年金基金連合会の 年金支給について

平成30年12月
国民年金基金連合会

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

1 平成28年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 平成28年度末の時点で裁定請求を行っていない方は6,579件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、平成29年度末においては2,809件に減少した。
- さらに、平成30年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、平成30年8月20日現在では、2,570件に減少した。

	28年度末 件数	29年度中に 処理した件数	29年度末 未請求件数	裁定済 の割合		30年8月20日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	6,579件	3,770件	2,809件	(57%)	⇒	2,570件	(61%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

Ⅰ 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

2 平成29年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成29年度中に受給権が発生した方は25,055件であった。
- このうち、同年度中に20,978件(84%)については裁定請求があり、同年度末では4,077件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、平成30年8月20日現在では、1,062件に減少した。

②

	29年度中の 受給権発生者数	29年度中に 処理した件数	29年度末 未請求件数	裁定済 の割合		30年8月20日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	25,055件	20,978件	4,077件	(84%)	⇒	1,062件	(96%)

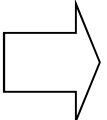
※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、平成29年度末で6,886件だったものが、平成30年8月20日現在では3,632件に減少した。

	29年度末未請求件数			30年8月20日 未請求件数
	①+②	(うち28年度末までの 受給権発生分)①	(うち29年度新規受給 権発生分)②	
件数	6,886件	2,809件	4,077件	3,632件



※平成30年8月20日時点の未請求件数3,632件のうち、転居先住所が不明となっている方は986件(27.1%)である。

I 国民年金基金に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成28年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成28年度末時点の状況	平成29年度末時点の状況		平成30年8月20日 時点の状況
未請求年金累計額 (平成28年度末ベース)	3,017 百万円	(2,307 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (平成29年度末ベース)	-	3,025 百万円		(2,798 百万円)

※ 上記表中、平成29年度末時点の未請求年金累計額(平成28年度末ベース)として括弧内に記載した2,307百万円は、平成28年度末時点での未請求年金累計額3,017百万円から平成29年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、平成30年8月20日時点の未請求年金累計額(平成29年度末ベース)として括弧内に記載した2,798百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額3,025百万円から平成30年4月1日～8月20日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成29年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

		平成29年度末時点の状況		平成30年8月20日 時点の状況
未請求年金累計額		366 百万円	⇒	(151 百万円)

※ 上記表中、平成30年8月20日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した151百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額366百万円から平成30年4月1日～8月20日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

1 平成28年度末の時点で裁定請求を行っていない方その後の状況

- 連合会は、基金を途中で脱退した方(60歳到達前または加入期間15年未満で基金を脱退した方)の年金原資を基金から移換を受け、受給年齢に達した際に年金(または亡くなられた際に一時金)を支給している。
- 平成28年度末の時点で裁定請求を行っていない方は2,853件であった。
- これらの方については、文書等により個別に再案内を行ったほか、住所不明者については市区町村への確認を行い、転居先住所の把握に努めるなどにより、平成29年度末においては1,800件に減少した。
- さらに、平成30年度も引き続き取組みを進め、未請求者の解消に努めているところであり、平成30年8月20日現在では、1,593件に減少した。

	①					
	28年度末 件数	29年度中に 処理した件数	29年度末 未請求件数	裁定済 の割合	30年8月20日 未請求件数	裁定済 の割合
件数	2,853件	1,053件	1,800件	(37%)	1,593件	(44%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

2 平成29年度中に受給権が発生した方の状況

- 平成29年度中に受給権が発生した方は10,724件であった。
- このうち、同年度中に8,817件(82%)については裁定請求があり、同年度末では1,907件が未請求となった。
- これらの方についても、前述1と同様の取組みにより、平成30年8月20日現在では、872件に減少した。

②

	29年度中の 受給権発生者数	29年度中に 処理した件数	29年度末 未請求件数	裁定済 の割合		30年8月20日 未請求件数	裁定済 の割合
件 数	10,724件	8,817件	1,907件	(82%)	⇒	872件	(92%)

※未請求件数とは、各時点において裁定処理がされていない件数であり、裁定請求書が提出されたが内容に不備等があり処理を保留している等の件数を含んでいる。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

3 1および2の方の全体の状況

- 前述の1および2の方についての未請求解消の状況を全体としてみると、平成29年度末で3,707件だったものが、平成30年8月20日現在では2,465件に減少した。

	29年度末未請求件数			30年8月20日 未請求件数
	①+②	(うち28年度末までの 受給権発生分)①	(うち29年度新規受給 権発生分)②	
件数	3,707件	1,800件	1,907件	2,465件

※平成30年8月18日時点の未請求件数2465件のうち、転居先住所が不明となっている方は1,093件(44.3%)である。

II 国民年金基金連合会に関する未請求件数等の状況

(参考) 未請求となっている方の年金累計額について

①平成28年度までに受給権が発生した方の未請求分の推移

	平成28年度末時点の状況	平成29年度末時点の状況		平成30年8月20日 時点の状況
未請求年金累計額 (平成28年度末ベース)	505 百万円	(410 百万円)	⇒	-
未請求年金累計額 (平成29年度末ベース)	-	611 百万円		(549 百万円)

※ 上記表中、平成29年度末時点の未請求年金累計額(平成28年度末ベース)として括弧内に記載した410百万円は、平成28年度末時点での未請求年金累計額505百万円から平成29年度に支払いを完了した額を差し引いた額である。

※ 同様に、平成30年8月20日時点の未請求年金累計額(平成29年度末ベース)として括弧内に記載した549百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額611百万円から平成30年4月1日～8月20日に支払いを完了した額を差し引いた額である。

②平成29年度中に受給権が発生した方の未請求分の推移

		平成29年度末時点の状況		平成30年8月20日 時点の状況
未請求年金累計額		90 百万円	⇒	(51 百万円)

※ 上記表中、平成30年8月20日時点の未請求年金累計額として括弧内に記載した51百万円は、平成29年度末時点での未請求年金累計額90百万円から平成30年4月1日～8月20日に支払いを完了した額を差し引いた額である。